

山形大学図書館規程

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学基本組織規則第26条第2項の規定に基づき、山形大学（以下「本学」という。）に置く図書館について必要な事項を定めるものとする。

（館長）

第2条 図書館に、館長を置き、本学の教授又は准教授の中から、当該図書館を置く学部長等が任命する。

（その他）

第3条 各図書館は、連携・協力して、業務を行う。

第4条 図書館に関し、全学に係る企画事項等については、企画部において処理する。

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、各学部等が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

